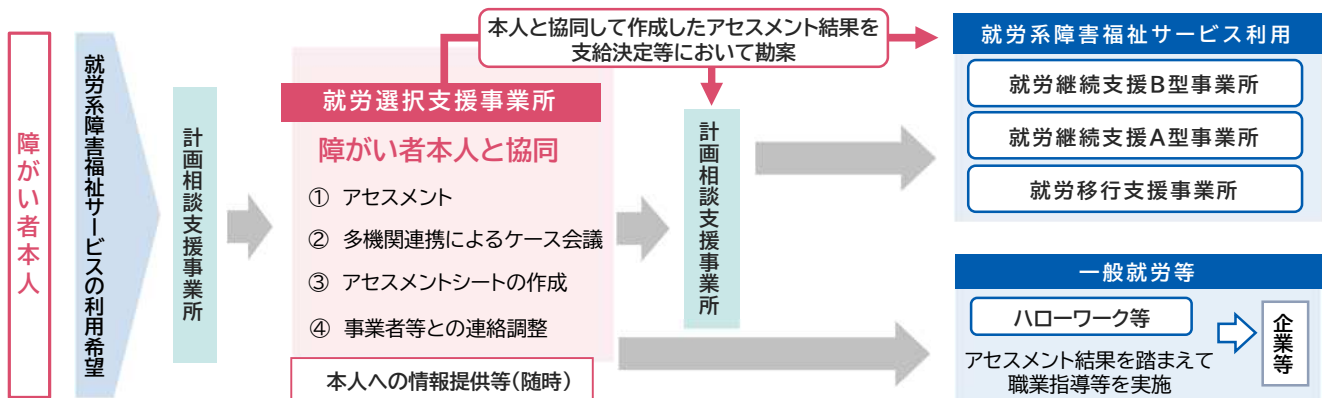


越谷市から「就労選択支援」のご案内

就労選択支援は、障がいのある方が自分らしい就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、専門スタッフとともに自分の強みや適性、必要な配慮をじっくり考える新しい福祉サービスです。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



就労選択支援の対象者

就労経験等がなくどのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方、就労系障害福祉サービス(就労継続支援A型・B型や就労移行支援など)の利用を検討している方、すでに就労系障害福祉サービスを利用中で働き方などを見直したい方など、希望に応じて利用が可能です。

【原則利用が必要な方】

令和7年(2025年)10月から

➡新たに就労継続支援B型を利用したい方(※適用除外要件があります)

令和9年(2027年)4月から

➡上記に加えて、新たに就労継続支援A型を利用したい方、及び就労移行支援を2年間利用し、さらに延長を希望する方

ご利用にかかる申請や相談のフロー

STEP 1	市役所窓口への相談	利用する1か月以上前までに市役所窓口へ行き、「就労選択支援を利用したい」とご相談ください。そのうえで、市役所窓口にてサービスの利用申請を行います。 ※事前に下記、越谷市役所の窓口へ電話連絡を入れてください
		利用する就労選択支援事業所や手続きをサポートしてくれる計画相談支援事業所が決まっていない場合は、市内4か所の「越谷市障がい者等基幹相談支援センター」がご相談を受けつけます。
STEP 2	利用申請と計画案の提出	「サービス等利用計画案」を作成し、市役所窓口にてサービスの利用申請を行います。
STEP 3	支給決定・受給者証の発行	市役所が支給決定し利用が認められると、障害福祉サービス受給者証が発行され、就労選択支援を利用することができます。
STEP 4	事業所との契約	就労選択支援事業所と実際のスケジュールやプログラム内容を確認し、利用契約を結びます。
STEP 5	サービスの開始	面談や作業体験等(アセスメント期間は原則2週間)を通じて、強みや必要な配慮などをまとめたアセスメントシートが作成されます。多機関連携会議の開催等を通じて、一般就労や就労系障害福祉サービスなど、ご自分に合った働き方などを選択します。

就労選択支援にかかる問合せ先

越谷市役所の窓口

【利用者が18歳以上の場合】

障害福祉課 自立支援担当 048-963-9164

【利用者が18歳未満の場合】

こども福祉課 療育支援担当 048-963-9172



越谷市障がい者等基幹相談支援センター

北部:048-999-6015(桜井、大袋)

東部:048-999-6551(新方、増林、大沢、越ヶ谷)

南部:048-945-6144(蒲生、川柳、大相模)

西部:048-985-3386(荻島、出羽、北越谷、南越谷)

就労選択支援事業所(市内)

サムズアップワークス 048-940-6232

指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」 048-965-6541